

厚生労働省「指定運動療法施設」指定のお知らせ



あさぶハート・メディカルフィットネスでは、令和6年2月8日に厚生労働大臣認定「**運動型健康増進施設**」の認定を受け、さらに、令和6年5月15日に厚生労働省より「**指定運動療法施設**」の指定も受けましたので、ここにご報告いたします。

健康増進のための運動を安全かつ適切に実施できる施設である「健康増進施設」のうち、一定の条件を満たす施設は「指定運動療法施設」と認定され、医師から運動療法処方箋を発行された方が当施設をご利用された場合に、施設利用料金が医療費とみなされ医療費控除の対象となります。

#### ○控除の対象について

- ・ 医師から運動療法処方箋を発行された方  
(高血圧、脂質異常症、糖尿病、虚血性心疾患等)
- ・ 概ね週1回以上の頻度で、8週間以上継続して行うこと
- ・ 運動療法を行うに適した施設として厚労省の指定を受けた施設（「指定運動療法施設」）で行われるものであること。
- ・ 処方したかかりつけ医へ定期的な受診、または経過観察を行うこと。

ご興味のある方は、お問い合わせ下さい。

運動療法、処方箋、確定申告の流れなどのご相談承ります。

今後も、あさぶハート・メディカルフィットネスでは地域の健康増進に寄与できるよう活動して参ります。どうぞよろしく願いいたします。